www.pwc.com/jp/tax

Transaction M&A News

クロスボーダーDES の課税関係

Issue 67, May 2014

pwc

本ニュースレターでは、クロスボーダーDES に関する本邦法人税・消費税の一般的な取り扱いをご紹介いたします。

1. クロスボーダーDES

近年、先進国、新興国を含め多様な海外の国々に海外進出を果たしてきている日本企業ですが、ケースによっては、海外子会社の海外ビジネスが想定通りにいかず子会社の財務状況を改善する必要に迫られることもあるかもしれません。そのような場合に、海外子会社の財務状況改善するための1つのオプションとして、デット・エクイティ・スワップ(DES)が考えられます。

デット・エクイティ・スワップ(DES)とは、債権者側からは、債務者に対して有する債権を債務者が発行する株式に振り替えること、債務者側からは、債権者に対する債務を資本に振り替えることいいます。DESは会社法上の現物出資に該当するため法人税法上も現物出資として取り扱われます。会社法上の現物出資とは、会社の設立、新株発行に当たり、株式引受人が金銭以外の財産をもって出資にあてることをいいます。

ただし、内国法人と外国法人との間で行われる DES は、クロスボーダーの現物出資であるがゆえに、税務上は、慎重な検討が必要となります。そこで本ニュースレターではクロスボーダーDES(日本親会社→外国子会社、外国親会社→日本子会社のそれぞれのケース)に関する本邦法人税・消費税の一般的な取り扱いについて説明いたします。

ここでは、実務上一般的に想定される例として、内国法人が 100%外国子会社に対して有する長期貸付金を DES する場合および外国法人が 100%日本子会社に対して有する長期貸付金を DES する場合（恒久的施設 – Permanent Establishment(以下 PE)を日本に有する場合とそうでない場合）のそれぞれの本邦法人税、消費税の課税関係について説明いたします。

2. 内国法人が 100%外国子会社に対して行う DES

内国法人が 100%外国子会社に対してDESを行う場合、子会社に対する債権は、一般的には国内資産（国内事業所の帳簿に記帳＝国内事業所に帰属する資産）に該当するため（法令 4 の 3⑨）、内国法人から外国法人に対する国内資産の現物出資となり、非適格現物出資となります（法法 2 十二の十四）。この場合、時価取引となり、債権者たる内国法人では、債権の時価（子会社が発行する新株の時価）が債権の簿価を下回る場合には、当該差額が債権譲渡損として認識されます。

子会社の財務状況等に問題なければ通常債権の時価は簿価と等しいと言えるのかもしれませんが、子会社が債務超過になっている場合等には、債権の時価が債権の簿価を下回っている可能性があります。この場合、債権譲渡損が認識されますが、DES を行ったことによる債権譲渡損は、当該 DES が海外子会社の倒産を防止するためにやむを得ず行われれるもので合理的な再建計画に基づくものである等、相当な理由があると認められない場合には、寄附金（国外関連者寄附金）として認定され全額損金不算入となる可能性があるので留意が必要です（法令 119①二、法基通 2-3-14、9-4-2、措法 66 の 4③）。

なお、長期貸付金が外貨建債権の場合には、取引金額の円換算は取引時の為替レートによってなされるため（法法 61 の 8①）、仮に長期貸付金について税務上発生時為替レートを選択している場合には、発生時と現物出資時の為替レートの差異によっては現物出資時に税務上多額の為替差損益（すなわち益金または損金）が生じる可能性があるので、留意が必要です。

DESをした場合の消費税の取り扱いについては、現物出資は消費税の課税対象となりますが（消法 2①八、消令 2①二）、金銭債権の現物出資となりますので、非課税売上として取り扱われ（消法 6①、消令 9①四、6①九、）、課税売上割合の計算上、対価の額の 5%相当額が非課税売上となり、課税売上割合を低下させることになりますので留意が必要です。

内国法人である現物出資を行う側の法人（現物出資法人）の法人税法上の処理例は下記のとおりです。
（前提：長期外貨建債権簿価（額面）US＄100、現物出資時債権時価 US$50、発生時為替レート@80、現物出資時為替レート＠100、税務上は発生時為替レート選択、非適格現物出資）
【現物出資法人】
（借方）子会社株式　5,000　／（貸方）長期貸付金 8,000
　　　　債権譲渡損　4,000　　　　　　為替差益　1,000

3. 外国法人が 100%日本子会社に対して行う DES

（支店等の PE を日本に有さない）外国法人が、100%日本子会社に対してDESを行う場合、子会社に対する債権は、一般的には国外資産（国外事業所の帳簿に記帳＝国外事業所に帰属する資産）に該当するため（法令 4 の 3⑨）、外国法人から内国法人に対する国外資産の現物出資となり、非適格現物出資となります。この場合、時価取引となり、債務者たる内国法人では、債権の簿価（額面）より時価が下回る場合には、当該差額が、債務消滅益として計上されます。
なお、長期借入金が外貨建債務の場合には、取引金額の円換算は取引時の為替レートによってなされるため（法法 61 の 8①）、仮に長期借入金について税務上発生時為替レートを選択している場合には、発生時と現物出資時の為替レートの差異によっては現物出資時に税務上多額の為替差損益（すなわち益金または損金）が生じる可能性があるので、留意が必要です。

DES をした場合の消費税の取り扱いについては、金銭債権に係る債権者の譲渡に係る事務所の所在地により、内外判定がなされますが、事務所が国外であり国外取引となるので、消費税課税対象外となります（消令 9①四、6①九、）。

内国法人である現物出資を受ける側の法人(被現物出資法人)の法人税法上の処理例は下記のとおりです。
(前提:長期外貨建債務簿価(額面)US＄100、現物出資時債権時価 US$50、発生時為替レート@80、現物出資時為替レート@100、税務上は発生時為替レート選択、非適格現物出資)

【被現物出資法人】
(借方)自己宛債権 5,000 ／(貸方) 資本金等 5,000
長期借入金 8,000 ／ 自己宛債権 5,000
為替差損 1,000 債務消滅益 4,000

他方で(支店等のPEを日本に有する)外国法人が、日本支店に帰属する長期貸付金を100%日本子会社に対してDESを行う場合には、子会社に対する債権は、国内資産(国内事業所の帳簿に記帳＝国内事業所に帰属する資産)に該当するため、外国法人から内国法人に対する国内資産の現物出資となり、その他一定の要件を充足するとすれば、適格現物出資となる可能性があります。適格現物出資となる場合には、簿価取引となり、債権者たる外国法人日本支店では、子会社株式の新株の価額が、現物出資する債権の簿価と一致する一方、債務者たる内国法人では、現物出資を受ける債務金額と資本金等の増加が一致することになり、特段の課税関係は生じないこととなります。

DESをした場合の消費税の取り扱いについては、金銭債権に係る債権者の譲渡に係る事務所の所在地により、内外判定がなされますが、日本支店に帰属する債権の譲渡であれば、事務所が国内であり国内取引となるので、非課税売上として取り扱われ(消法 6①、消令 9①四、6①九、)、課税売上割合の計算上、対価の額の 5%相当額が非課税売上となり、課税売上割合を低下させることになりますので留意が必要です。

外国法人日本支店である現物出資法人、内国法人である被現物出資法人の法人税法上の処理例は下記のとおりです。
(前提:長期外貨建債権・債務簿価(額面)US＄100、現物出資時債権時価 US$50、発生時為替レート@80、取引時為替レート@100、税務上は発生時レート選択、適格現物出資)

【現物出資法人】
(借方)子会社株式 8,000 ／(貸方)長期貸付金 8,000

【被現物出資法人】
(借方)自己宛債権 8,000 ／(貸方) 資本金等 8,000
長期借入金 8,000 ／ 自己宛債権 8,000

クロスボーダーDES –本邦法人税、消費税サマリー

項目	内国法人(国内事業所帰属債権の DES)→100%外国子会社	外国法人→100%日本子会社	
		国外事業所帰属債権の DES	日本支店帰属債権の DES
適格性	非適格現物出資	非適格現物出資	適格現物出資の可能性あり
時価/簿価	時価移転	時価移転	適格の場合には簿価移転
消費税	対価の 5%が非課税売上	消費税対象外	対価の 5%が非課税売上

4. 結び
上述の通り、クロスボーダーDESの課税関係は現物出資の税制適格性や為替差損益の発生、消費税に与える影響等を考慮する必要があり、複雑になる可能性があります。上記はあくまで一般例ですので、クロスボーダーDESを計画される場合には、海外法人側の現地国の課税関係を含めて、事前に税務専門家に相談されることをお勧めいたします。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
トランザクション/ M&A部
〒100-6015　東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号　霞が関ビル 15 階
電話：03-5251-2400（代表）　http://www.pwc.com/jp/tax

パートナー	小野寺美恵	03-5251-2791	mie.onodera@jp.pwc.com
	山岸哲也	03-5251-2460	tetsuya.t.yamagishi@jp.pwc.com
マネージャー	鈴木秀和	080-3452-9135	hidekazu.suzuki@jp.pwc.com

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 500 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、世界 157 カ国 におよぶグローバルネットワークに 184,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスの提供を通じて、企業・団体や個人の価値創造を支援しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2014　税理士法人プライスウォーターハウスクーパース　無断複写・転載を禁じます。
PwC とはメンバーファームである税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームは、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。